令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

第127号議案 長崎市市民生活プラザ条例の一部を改正する条例

目	次	ページ
1	改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ~ 6
3	利用料の再算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$8 \sim 11$
	参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	$12 \sim 17$
	参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・・	$18 \sim 19$
	参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度	
	導入施設への対応について・・・・・・・・	20 ~ 22

経済産業部令和7年9月

1 改正の概要

(1) 概要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例(経済産業部所管分)

条 例	施設名		
長崎市市民生活プラザ条例	長崎市市民生活プラザ		

2 改正の内容

(1) 内容

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

「使用料・手数料の算定方針(P14~P16)」のとおり、施設の維持管理に係る「原価(コスト)」と「受益者負担率」に基づき算定した結果、急激な値上げとなり市民生活への影響が懸念されるため、激変緩和措置を講じて算定した。(参照P7_利用料の再算定)

- ●受益者負担率は50%
- ●施設利用にあたり、当然利用することが明らかな附属設備(冷暖房設備、コンセント)を加算

イ ホールにおける考え方

(ア) 現行の利用時間帯制を設定

ホールの利用はイベントや講演会等での利用が大部分を占めており、時間予約を可能とする ことは、その利用に支障をきたすため。

(イ) 時間帯及び曜日等による利用料金の差の設定

現行の比率と九州内の同規模施設の平均を参考に設定する。

時間帯 曜日等	9:30 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00
平日	基準額 [※] ×2.5h	(基準額の1.3倍)×4h	(基準額の1.6倍)×4h
土曜日、日曜日 又は休日	平日の1.2倍	平日の1.2倍	平日の1.2倍

[※] 基準額は1時間あたりの算定額 7,040円 (激変緩和措置)

(ウ)入場料等の徴収の有無による利用料金の設定

九州内同規模ホールを参考に、全ての時間区分において、入場料等を徴収する場合は、徴収 しない場合の利用料金の2倍を徴収する。

(エ) リハーサル利用時の利用料金の設定

九州内同規模ホールを参考に、リハーサル利用時の利用料金は5割とする。

ウ 会議室における考え方

(ア) 1時間単位制

利用者の利便性の向上が期待できるため、現行の時間区分制を見直し、1時間単位制とする。

2 改正の内容

(2)ホールの利用料金の基準額の改定(利用時間帯)(別表(第8条関係))

Δ	施設利用料	附属設備	利用料②	現行料金	改正案	
区分	1	冷暖房費	コンセント	(1+2)		
【基準額】 1 時間あたり	3,268円	2,094円	59円	5,421円	7,040円	
平日、午前9時30分から正午まで (2.5h) ※入場料等を徴収しない場合	8,171円	5,235円	148円	13,554円	17,600円	
平日、午後1時から午後5時まで (4h) ※入場料等を徴収しない場合	16,342円	8,376円	236円	24,954円	36,610円	
平日、午後6時から午後10時まで)(4h) ※入場料等を徴収しない場合	20,533円	8,376円	236円	29,145円	45,060円	
土曜日、日曜日又は休日、 9時30分から12時まで(2.5h) ※入場料等を徴収しない場合	9,638円	5,235円	148円	15,021円	21,120円	
土曜日、日曜日又は休日、 午後1時から午後5時まで(4h) ※入場料等を徴収しない場合	19,276円	8,376円	236円	27,888円	43,940円	
土曜日、日曜日又は休日、 午後6時から午後10時まで(4h) ※入場料等を徴収しない場合	24,514円	8,376円	236円	33,126円	54,080円	

2 改正の内容

(2)ホールの利用料金の基準額の改定(利用時間帯)(別表(第8条関係))

区分	施設利用料	附属設備利用料②		備利用料② 現 行 料 金 改 正 案	
	1	冷暖房費	コンセント	(1+2)	以业未
平日、午前9時30分から正午まで (2.5h)※入場料等を徴収する場合	16,342円	5,235円	148円	21,725円	35,200円
平日、午後1時から午後5時まで (4h)※入場料等を徴収する場合	32,685円	8,376円	236円	41,297円	73,220円
平日、午後6時から午後10時まで (4h)※入場料等を徴収する場合	41,066円	8,376円	236円	49,678円	90,120円
土曜日、日曜日又は休日、 午前9時30分から正午まで(2.5h) ※入場料等を徴収する場合	19,276円	5,235円	148円	24,659円	42,240円
土曜日、日曜日又は休日、 午後1時から午後5時まで(4h) ※入場料等を徴収する場合	38,552円	8,376円	236円	47,164円	87,880円
土曜日、日曜日又は休日、 午後6時から午後10時まで(4h) ※入場料等を徴収する場合	49,028円	8,376円	236円	57,640円	108,160円

2 改正の内容

(3)会議室の利用料金の基準額の改定(1時間単位) (別表(第8条関係))

- 0	施設利用料	附属設備	利用料②	現行料金		
区分	1 冷暖房費		コンセント	(1)+2)	改正案	
70㎡以上	2,514円	418円	66円	2,998円	3,890円	
40㎡以上70㎡未満	1,256円	208円	66円	1,530円	2,140円	
40㎡未満	628円	104円	66円	798円	1,110円	

(4)施行期日

令和8年4月1日

改正後の長崎市市民生活プラザ条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る 利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 利用料の再算定

(1) 算定結果(ホール・会議室共通)

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間	実稼働率 ④	コスト/㎡ (5) (1) (2 × 3 × 4)	受益者負担率 ⑥
施設利用料	市民生活プラザ	84,748,669円	421.68m ²	4,487h	15.1%	296円	50%

(2) ホール

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ^① (⑧×激変緩和係数)	最終結果 ⑫	増 減 ^① (①-8)
310.32㎡	5,421円	91,854円	45,927円	7,040円 (⑧×1.3)	7,040円	+1,619円

(3)会議室

利用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 8	コスト/室 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ^① (®×激変緩和係数)	最終結果 ⑫	増 減 ^③ (②-⑧)
111.36㎡	2,998円	32,962円	16,481円	3,890円(⑧×1.3)	3,890円	+892円
55.68㎡	1,530円	16,481円	8,240円	2,140円(⑧×1.4)	2,140円	+610円
27.84㎡	798円	8,240円	4,120円	1,110円(⑧×1.4)	1,110円	+312円

改正後			改正前
長崎市市民生活プラザ条例	平成10年3月31日 条例第4号		平成10年3月31日 条例第4号
(1 1		(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

(市長による管理)

第17条

2 前項の場合においては、第5条第1項、第7条、第8条第1項 及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表の規定の適 用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」 とあるのは「市長が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは 「市長」と、第8条第1項中「ホール又は会議室の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を指定管理者に支払わなければなら ない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければな らない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定 管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料につ いては、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市 長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市 長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条、第 11条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同 条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基 準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「5割 に相当する額とする」とあるのは「5割に相当する額とし、ホール の利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合にお いては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利 用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考5中「指定管理者が あらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長 が定める」と、同表備考6中「実費に相当する額とする」とあるの は「実費を徴収する」とし、第5条第2項並びに第8条第2項及び 第4項の規定は適用しない。

(市長による管理)

第17条

2 前項の場合においては、第5条第1項、第7条、第8条第1項 |及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表の規定の適 用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」 とあるのは「市長が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは 「市長」と、第8条第1項中「ホール又は会議室の利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を指定管理者に支払わなければなら ない」とあるのは「別表に掲げる使用料を市長に納入しなければな らない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定 管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料につ いては、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市 長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市 長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第10条、第 11条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同 条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表中「基 準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「4割 に相当する額とする」とあるのは「4割に相当する額とし、ホール の利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合にお いては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利 用に係る使用料は、徴収しない」と、同表備考5中「指定管理者が あらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長 が定める」と、同表備考6中「実費に相当する額とする」とあるの は「実費を徴収する」とし、第5条第2項並びに第8条第2項及び 第4項の規定は適用しない。

4 新旧対照表

<u>附 則</u> (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の長崎市市民生活プラザ条例別表の規定は、この条例の 施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日 前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

1 ホールの利用に係る基準額

区分				午後6時から午 後10時まで
<u>入場料等の</u> 徴収をしな	平日	円 <u>17,600</u>	円 <u>36,610</u>	円 <u>45,060</u>
い場合	土曜日、日曜 日又は休日	21,120	<u>43,940</u>	<u>54,080</u>
<u>入場料等の</u> 徴収をする	平日	<u>35,200</u>	<u>73,220</u>	90,120
場合	土曜日、日曜 日又は休日	42,240	87,880	108,160

別表(第8条関係)

1 ホールの利用に係る基準額

区分			午前9時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	
入場料等を徴収し		平日	円 <u>8,171</u>	円 <u>16,342</u>	円 <u>20,533</u>
ない場合	<u> </u>	土曜日、日曜 日又は休日	<u>9,638</u>	19,276	24,514
入場料	最高の入 場料等が3	平日	12,257	24,514	<u>30,800</u>
<u>等を徴</u> 収する 場合	<u>142円以下</u> のとき	土曜日、日曜 日又は休日	14,457	28,914	<u>36,771</u>
	最高の入 場料等が3	平日 (1)	16,342	<u>32,685</u>	41,066
	142円を超 えるとき	土曜日、日曜 日又は休日	19,276	<u>38,552</u>	49,028
		-			

4 新旧対照表

2 会議室の利用に係る基準額

区分	金額(1時間につき)
70平方メートル以上	円 <u>3,890</u>
4 0 平方メートル以上 7 0 平方 メートル未満	<u>2,140</u>
40平方メートル未満	<u>1,110</u>

改正後

備考

- 1 [略]
- 2 「入場料等<u>の徴収</u>」とは、ホールの利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、ホールに入場する者から金銭を受領することをいう。
- 3 入場料等<u>の徴収を</u>する場合を除き、ホール又は会議室の利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

2 会議室の利用に係る基準額

利用時間 区分	午前9時 30分か ら正午ま で		<u>から午後</u> 9時まで	午前9時 30分か ら午後5 時まで		午前9時 30分か ら午後9 時まで
7 0 平方 メートル 以上	円 <u>6,285</u>	円 <u>10,476</u>	円 <u>12,571</u>	円 <u>16,761</u>	円 <u>23,047</u>	円 29,332
4 0平方 メートル以 上7 0平方 メートル 未満	<u>3,142</u>	<u>5,238</u>	<u>6,285</u>	<u>8,380</u>	11,523	14,665
4 0 平方 メートル 未満	1,571	2,619	3,142	4,190	5,761	7,332

改正前

備考

- 1 [略]
- 2 「入場料等<u>を徴収</u>」とは、ホールの利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、ホールに入場する者から金銭を受領することをいう。<u>この場合において、入場料等には、消費税及び地方消</u>費税を含むものとする。
- 3 入場料等を徴収する場合を除き、ホール又は会議室の利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

4 新旧対照表

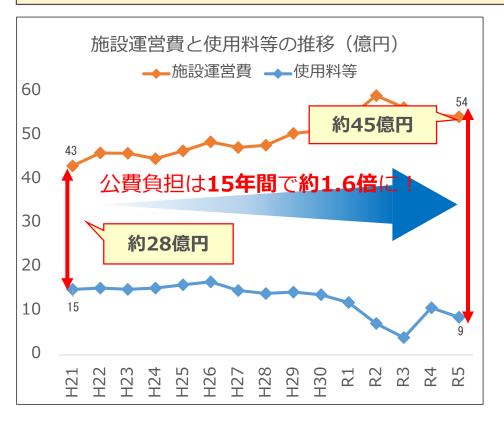
改正後	改正前
 4 ホールの利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのためにホールを利用する場合の金額は、この表に掲げる金額(備考3の適用があるときは、当該適用後の金額)の5割に相当する額とする。 5 [略] 6 会議室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。 7 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。 	4 ホールの利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのためにホールを利用する場合の金額は、この表に掲げる金額(備考3の適用があるときは、当該適用後の金額)の4割に相当する額とする。 5 [略] [新設] 6 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。

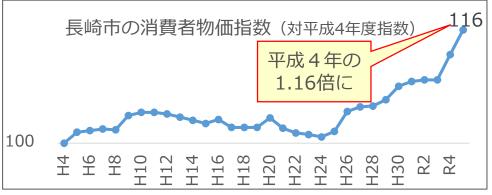
(1) 見直しの背景

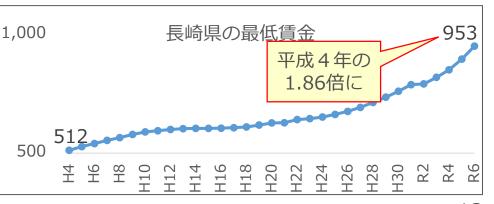
ア現状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、 平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費(税金等)で補っている**状況である。 なお、手数料においても同様の状況にある。







(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

- a 施設運営コスト等の適正化 既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るととも に、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。
- b 施設の運営手法の見直し・廃止検討 運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、<u>利用者の</u> 増加策や運営費の削減のほか、施設の統廃合や民間への貸付を検討する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

(2)使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価(コスト)」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■貸館施設(貸出スペースごとで使用する施設)

 1室1時間
 施設全体のコスト
 ※ 室面積
 × 受益者負担率

 あたりの使用料 = 施設全体の貸出可能面積 × 年間開館時間 × 実稼働率
 × 室面積
 × 受益者負担率

イ 原価(コスト)

使用料算定における原価(コスト)は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

(ア) 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
(イ)施設整備等コスト	施設設備に係るコスト(国庫補助等を除した額を減価償却のうえ算出)

(2) 使用料

ウー受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い

民間によるサ

受益者負担率:50%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

受益者負担率:25%

【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

受益者負担率:0%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■市民生活上、必須である施設

受益者負担率:75%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

受益者負担率:50%

【民間サービス提供の度合い】

● 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

受益者負担率:25%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設

受益者負担率:100%以上

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立して いるもの)

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

受益者負担率:75%

【民間サービス提供の度合い】

■ 全国的に民間サービスの提供があるが、 長崎市への参入見込が薄い施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

受益者負担率:50%

【民間サービス提供の度合い】

■ 民間サービスの提供はほとんどない施設

【市民生活上の必要性の度合い】

■ 一部の市民が使用するもので、市民生活 上必須ではない施設

低い

高い

市民生活上の必要件

低い

(2)使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
~250円	2倍	
251~500円	1.5倍	
501~2,000円	1.4倍	
2,001~10,000円	1.3倍	次期見直しまで
10,001円~100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価(コスト)」に基づき算定する。

手数料 = 原価(コスト)

イ 原価(コスト)

手数料算定における原価(コスト)は人件費及び物件費とする。

(ア)人件費	1分あたりの人件費(職種別平均給与単価) × 平均処理時間
(イ)物件費	直接物件費÷年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

工減免

使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、原則として5年毎に実施する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。 - 17 -

【参考2】使用料の改定

(1)見直しの対象

ある

市の裁量の程度

ない

マトリクスに基づいて料金を設定するもの

(例) ■グラバー園 ■体育館 ■プール ■ふれあいセンター など

施設の特性に応じて料金を設定するもの

(例) ■ 長崎原爆資料館 ■ 出島メッセ長崎 ■ 長崎ブリックホール など

見直し対象 211施設

国等から算定式が示されているが、算定に用いる数値等については市の裁量が あるもの

(例) ■ 中央卸売市場

国等から算定式(業務量など)が示されているが、算定に用いる数値等につい ては市の裁量があるもののうち、政策的に見直さないこととしたもの

(例) ■保育所・幼稚園 ■母子生活支援施設 など

国等から料金や算定式が示されているもの

(例) ■ 図書館 ■ 市営住宅の家賃 ■ 漁港

見直し対象外

【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

	受益者負担率:50% 港湾施設 (切符売場)	受益者負担率:75%	受益者負担率:100%~ 文化財、観光施設、公園施設(スロープ゚カー) ホール型施設(交流拠点施設) 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設(売店等) 健康増進・入浴施設(公衆浴場以外)
民間こよるナーゴス是共复	受益者負担率:25% 火葬場	受益者負担率:50% スポーツ施設、公園施設(スポーツ施設) 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設(屋外ステージ)	受益者負担率:75%
まい	受益者負担率: 0% 街区公園、公園施設(通常公園部分)	受益者負担率: 25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学習・研修施設 その他の会議室	受益者負担率:50% 健康増進・入浴施設(公衆浴場)

市民生活上の必要性

低い

【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、 指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料(以下「使用料等」という。)の見直しを30年以上行っておらず、 指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、 安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

(参考)協定書における責任分担表(抜粋)

項目		長崎市	指定管理者
制度・法 令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変 更	0	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変 更		0
利用者の	長崎市の事情による利用者の減	0	
変動 	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		0

2 令和8年度における対応について

利用料金併用制の施設

※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う (使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額(以下「新料金」という。)を 踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集 客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定される ため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

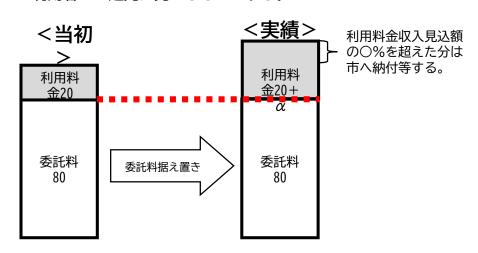
原則

利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。

利用料金収入 利用料金収入 見込額・増ラ 私用料金40+ 本額 本額 委託料 80

令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

• 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた 準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し)指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算)新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結新料金の運用開始